

最高裁秘書第5637号

令和元年11月29日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和元年11月14日付け（同月18日受付，第014445号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和2会計年度における協議会等開催計画（片面で6枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

令和2会計年度における協議会等開催計画

(中央協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	長官, 所長会同	6月17日, 18日	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官, 地裁・家裁所長	総務局	84人
2	長官事務打合せ	11月19日, 20日	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
3	長官事務打合せ	3月12日 (予備日: 3月4日, 10日)	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
4	高裁事務局長事務打合せ	10月2日, 2月26日 (2回)	1日	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	8人
5	高裁総務課長等事務打合せ	11月12日	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長及び文書企画官	総務局	16人
6	高裁首席書記官事務打合せ	11月6日	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	16人
7	人事関係等事務打合せ (高裁事務局次長)	5月	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	8人
8	人事事務打合せ (高裁人事課長)	10月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
9	人事事務打合せ (高裁人事課長)	2月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
10	経理関係等事務打合せ (高裁事務局次長)	9月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
11	経理関係等事務打合せ (高裁事務局次長)	1月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
12	経理事務打合せ (高裁会計課長)	10月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び総括企画官, 会計課企画官, 同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
13	経理事務打合せ (高裁会計課長)	2月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び総括企画官, 会計課企画官, 同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
14	民事事件担当裁判官等事務打合せ	12月上中旬	半日 (午後のみ) 又は1日	1 ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用の定着に向け, 考慮すべき事項について (フェーズ1 関係) 2 民事訴訟手続の在り方を見直し, より充実した審理を実現するために検討すべき課題等について (フェーズ2, 3 関係)	1 各高等裁判所及び各地方裁判所の民事事件担当の裁判官各1人 (東京高等裁判所については, 東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所から1人ずつの合計2人) 2 各高等裁判所及び各地方裁判所の民事首席書記官又は民事次席書記官各1人 (東京高等裁判所については, 東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所から1人ずつの合計2人)	民事局	約118人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
15	専門部等裁判官事務打合せ	1月下旬～2月上旬	1日	1 専門的知見のより効果的な取得・活用のために、庁又は部の取り組むべき課題と方策 2 専門部等における各分野の専門性をその余の庁に広げていくために、庁又は部として取り組むべき課題と方策 3 関係機関等との連携のために、庁又は部として取り組むべき課題と方策	各地裁の民事部のうち、医療、建築、商事、交通、行政、労働、知財事件を担当する専門部又は集中部の部総括又は右陪席裁判官（各専門分野から原則として1名）	民事局 行政局	約50人
16	調停委員協議会及び調停委員表彰式	10月22日	1日	1 調停制度の在り方に関し考慮すべき事項 2 最高裁長官表彰	民事調停委員，家事調停委員	民事局 家庭局	58人
17	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に関し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官	家庭局	8人
18	後見関係事件事務打合せ	7月8日	0.5日又は1日	後見関係事件の運用に関する連絡協議	1 高裁の民事次席書記官1名 2 高裁の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名 3 高裁の所在地を管轄する家裁の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名 4 高裁の所在地を管轄する家裁の家事的首席書記官又は家事の次席書記官のいずれか1名 5 高裁の所在地を管轄する家裁の総務課長1名	家庭局	40人

令和２会計年度における協議会等開催計画

(ブロック協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	総務課長等協議会	12月～翌年2月	1日	総務事務全般に関する諸問題	1 高地家裁総務課長 2 高地家裁文書企画官, 高地家裁総務課課長補佐, 専門官のうち高裁が相当と認めるもの	各高裁所在地から開催地を選定予定(合同開催)	総務局	約118人
2	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	書記官事務について, 首席書記官として考慮すべき事項等	高地家裁の首席書記官及び地家裁の裁判官(具体的な対象範囲は未定)	各高裁所在地から開催地を選定予定(一部合同開催)	総務局	未定
3	人事関係事務協議会	(未定)	1日	人事事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び人事課長, 地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定(合同開催)	人事局	116人
4	人事管理協議会	9月～10月	1日	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長, 地・家裁の事務局次長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	人事局	約130人
5	人事担当課長等協議会	10月～12月	1日	人事事務全般に関する諸問題	1 各高等裁判所の人事課長及び人事課課長補佐等 2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の人事担当課長	各高裁所在地から開催地を選定予定	人事局	116人
6	経理関係事務協議会	(未定)	0.5日	経理事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び会計課長, 地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	経理局	110人
7	会計課長協議会	1月～2月	1日	予算の適正執行及び効率的執行に関し, 考慮すべき事項	高裁の会計課長及び地家裁の会計課長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	経理局	61人
8	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に関し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官, 民事調停委員, 司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定(原則として4月～7月)	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	新任民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	民事調停委員研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
12	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
13	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定(9月～11月)	1日	1 民事・家事調停の運営に関し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
14	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定 (6月～12月)	1日	借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する地裁で決定
15	新任司法委員研修会	各地裁で決定 (1月～3月)	0.5日	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
16	司法委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
17	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定
18	民事事件担当裁判官等協議会	7月頃	1日	民事訴訟手続の更なる運営改善に向けて、争点中心の審理を実現するための課題と方策等について	1 全地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪席裁判官各1名 2 全地方裁判所の首席書記官又は次席書記官 3 各ブロックの高等裁判所の裁判官1名、首席書記官	(合同開催) 東京 (東京、仙台、高松) 大阪 (大阪、広島、札幌) 名古屋 (名古屋、福岡)	民事局	166人
19	刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	1 裁判員裁判の運用上の課題 2 その他刑事事件の処理に関し考慮すべき事項	高・地裁の裁判官	(合同開催) 4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	68人
20	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0.5日	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
21	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	0.5日	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
22	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定(6月～翌年3月)	0.5日	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員(高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定)	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
23	法廷通訳基礎研修	各地裁で決定 (4月～翌年3月)	1日	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各地裁で決定
24	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁(東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁)	刑事局	各高裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
25	法廷通訳フォローアップセミナー	東京、大阪各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局	各高裁で決定
26	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定(7月～翌年3月)	0.5日	1 保護観察の実情について 2 その他	地裁の裁判官(支部を含む)及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
27	検察審査会事務局長研究会	6月～10月	0.5日	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会(複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会)の事務局長	(一部合同開催) 3～4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	50人
28	労働審判員研修会	各地裁で決定 (4月～6月)	1日	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
29	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
30	知的財産権訴訟研究会	10月～12月	0.5日	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注)主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	22人
31	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	10月～12月	0.5日	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員(知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る) (注)主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	知財高裁で決定
32	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定(原則として4月～7月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
33	家事調停委員研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
34	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
35	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
36	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定 (4月～翌年3月)	1日～ 2日	家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉関係、医療関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
37	少年関係機関との連絡協議会	各家裁で決定 (4月～翌年3月)	1日～ 2日	少年事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
38	新任参与員研修会	各家裁で決定(1月～3月)	1日～ 2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
39	参与員研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～ 2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
40	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	首席家庭裁判所調査官の執務及び家庭裁判所調査官の調査事務等に関し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官	(合同開催)※予定 東京(東京, 仙台) 大阪(大阪, 札幌) 名古屋(名古屋, 高松) 福岡(福岡, 広島)	家庭局	50人
41	家事事件担当裁判官等協議会	各高裁で決定 (1月～2月)	1日	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官	各高裁 (一部合同開催) 東京 大阪(大阪, 高松) 名古屋(名古屋, 札幌) 広島(広島, 仙台) 福岡	家庭局	各高裁で決定